## 武蔵村山市介護予防 • 日常生活支援総合事業 最新情報便 Vol.3

平成30年11月1日発行

## 介護予防ケアマネジメントの取扱件数の換算方法について

総合事業における介護予防ケアマネジメントについて、介護予防支援と同様に、居宅介護 支援事業所への委託が可能とあるが、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する 基準」にある逓減制度との関係についてお知らせします。

## 【基本的な考え方】

- ☑ 居宅介護支援事業所への介護予防支援の委託について 介護報酬について、介護支援専門員1人の取扱件数が、40件を超える場合には超過分が5割に、60件を超える場合には超過分が3割に逓減し算定することとされている。 なお、居宅介護支援事業所が介護予防支援の委託を受ける場合、介護予防支援受託者数を2分の1とした件数を取扱件数に含めることとされている。
- ☑ 介護予防ケアマネマネジメントについて 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(案)Q&A(平成27年3月31日版)」では次のような回答が示されている。
  - (問) 介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託する場合、介護予防支援と 同様の扱いとされ、プラン作成上限の制約を受けるのか。
  - (答) 総合事業における介護予防ケアマネジメントについて、報酬の逓減制度を設けていない。居宅介護支援事業所への委託に際しては、介護予防ケアマネジメントの適正な実施が確保されるよう、市町村において適切に判断されたい。

以上のことから、介護予防ケアマネジメントの運用方法について、各市町村で定めることとなっている。

したがって、本市においては、居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントの受託 をする場合の取扱件数について、介護報酬の逓減制度の対象としない。